

名北地域協働生徒指導推進事業のみなさまへ

インターネット・携帯電話の安全な使い方

子どもをネット社会の被害者にも加害者にもしないために



【e-ネット安心講座】

子どもに迫るネット危機の実態を学び、その予防と問題解決のために、家庭でどのようなネット安全教育を実施すればよいかを考える講座です。

2010年12月15日

e-ネットキャラバン

講師 林 雅樹

1

ネット安全教育のすすめ

- ネット危機の**実態**を学びましょう
- 子どもを守るのは**大人の責任**です
- 子どもと**一緒に**考えてください

2

目次:

1. インターネットで広がる世界
2. ネット社会の7つの常識
3. ネット社会の光と影
ネット社会の7つのトラブル
4. 子どもに迫る4つのネット危機
 - 4.1 忍び寄るケータイ依存
 - 4.2 広がるネットいじめ
 - 4.3 危険なネット誘引
 - 4.4 ネット詐欺の巧みなワナ
5. トピックス
 - 5.1 犯行予告は犯罪
 - 5.2 著作権・肖像権は大切に
 - 5.3 コンピュータウイルスに注意
 - 5.4 個人情報の流出防止
 - 5.5 チェーンメール・迷惑メールをうまく処理
6. 心のスキ
7. 保護者と子どもが一緒に誓う「7つの約束」

21世紀社会における利便性と快適さをもたらすインターネット

インターネットは、21世紀の私たちの生活の中に浸透して、便利で快適なライフスタイルを生み出しています。今では、パソコンだけでなく、携帯電話からも気軽にインターネットを利用することができるようになりました。インターネットは、もはや日々の生活に不可欠な道具になっているのです。

1 世界中から情報を入手
世界中からニュース、資料、ファイル等を簡単に入手することができます。

2 世界中の人とコミュニケーション
身近な人だけでなく国内さらには世界中の様々な人と、情報交換やコミュニケーションをすることができます。

3 いろいろなコンテンツを楽しめる
娯楽のためのコンテンツをどこでも気軽に楽しめるようになっただけでなく、e-Learningというネット学習講座を受講して資格を取ることもできます。

4 ショッピングやオークションが便利
家にいながら様々な商品を買って自宅宛に配送してもらうことができたり、ネットオークションで欲しいものやいらなくなったものを売買したりすることができます。

5 家電や情報端末等を遠隔操作
外出先からお風呂やエアコンを操作したり、子どもの学校や幼稚園での様子、ペットの自宅での様子、そして自宅の防犯状況を知ることができます。また、医療機関での遠隔医療も実用化されつつあります。

6 宿泊や交通機関の予約も便利
パソコンや携帯電話から宿泊施設や交通機関の予約が簡単にできるようになりました。

7 情報発信の主人公になれる
自分のホームページを開いたり、インターネット放送局を開いたり、また、公開のデータベースでファイルを持つことで、これまでマスコミが独占していた情報発信を誰でもできるようになりました。

8 居場所・安否確認
携帯電話のGPS機能を使えば、子どもや高齢者の居場所確認ができます。また、一人暮らしの高齢者の安否確認もできます。

インターネットで広がる世界

4

数字でみる携帯電話・インターネットの普及

1. 世界では

世界人口68億人に対し、年内に53億の携帯電話契約（普及率80%）
発展途上国は内56億人に対し38億契約
国際電気通信連合（ITU） 2010年10月19発表

インターネット利用者は過去5年間で倍増し20億人を突破する見込み

2. 日本では

日本での携帯電話の世帯別の普及度合い
総務省の統計によると1993年の3.2%から2003年の94.4%へと
10年間で一気に0%近くから100%近くへと急増

世代別調査で、13歳～19歳の普及率でも84%

同様にパソコンの普及率は

内閣府調査によるとパソコン普及率は1990年代前半までは10%台と
一部専門家やマニアに限られた普及であったのに対して、90年代後半
から普及率が上昇し、2010年には74.6%となっている

本日のこの講義にあたって（私自身の例）

ご依頼

e-ネットキャラバン事務局より、講師依頼のメールを受け、承諾する



事前準備

主催者様とメールでやりとり
愛知県のホームページで「地域協働生徒指導推進事業」を調査
お手元の小冊子をe-ネットキャラバン事務局のネットで発送依頼
講義資料の内容を、自分のホームページを使って確認



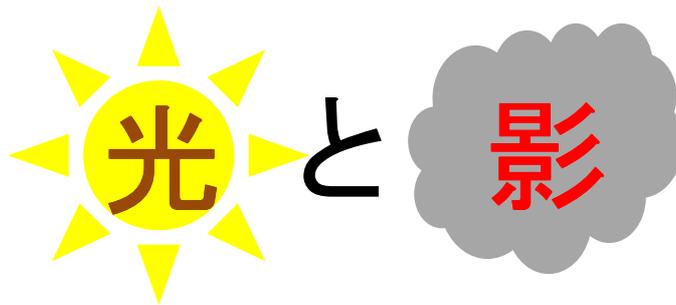
当日準備

会場の場所や交通手段をネットで確認

家庭生活でも

家電製品・便利家具等はネットで検索してショッピング
銀行振込も手数料が要らないからネットバンキングを利用
妻はメールの他、Mixi、twitter等のネットサービスで情報発信
今は結婚した娘達も、就職活動の大半はネット利用が前提
(求職登録・資料請求・説明会申込等)

ネット社会の..



ネット社会の7つの常識

1 自分のことはまず自分で守る

インターネットを使うときは、自分の安全は自分で守るといふ自己責任の意識をもち、ネット犯罪やトラブルにあわないように、しっかりと安全対策を実践することが大切です。



2 情報発信の際には法律とマナーを守る

インターネットは多くの人が共同利用している公共の空間です。自分勝手な使い方をすれば他人に迷惑をかけるだけでなく、いろいろなネット犯罪を自ら犯しかねません。法律とマナーをしっかりと守って快適にそして安全に使いましょ。



3 ネット上の個人の行動は特定される

インターネット上では、パソコンを使っても携帯電話を使っても、必ず利用者は特定されます。ネットいじめ、犯行予告、ネット詐欺、性犯罪のための誘い出しでも必ず見つかります。また、携帯電話をいつどこで利用したのかについても追跡できるのです。



4 怪しいサイトや見知らぬ人に近づかない

インターネットの向こうには、必ず人がいます。しかし、いつも顔が見えてその人の正体が明確になっているとは限りません。その意味でネットは人との出会いを広げられる反面、直接出会うことの危険性も増大します。また、危険なサイトには近づかないことが大切です。



インターネットの世界は、免許証がなくても誰でも気軽に活用できます。そのことが楽しみを広げている反面で、ネット犯罪にあふ確率も高くなっています。ネット社会のメリットを最大限に、そしてデメリットを最小限にするために、この地球上で10億人以上が共同利用しているインターネットの世界にある7つの常識をしっかりと理解して実践しましょう。

5 群集心理にのらないで冷静な判断をする

ブログやブログ等を含むコミュニケーションサイトでは、ある特定の個人攻撃が集団の力を借りて果てなく激化することがあります。それは、ネットいじめという人権侵害であり、侮辱罪、名誉毀損罪、業務妨害罪に関わることもあります。ネット上でのいじめを「はやしたる行為」には乗らないようにしましょう。



6 セキュリティ対策は万全に

自分のパソコンや携帯電話がインターネットにつながるといことは、お財布や日記の申身を公衆にさらすようなものです。また、ウイルスの攻撃を受けたり、外部から覗き込まれることにもなりかねません。ID、パスワードや住所、名前、メールアドレス等の個人情報もしっかり自己管理して流出を防ぎましょ。そのためには、セキュリティ対策ソフトウェアを活用するとよいでしょう。



7 ネット上のトラブル解決には協力体制で

①～⑥を守ってもトラブルにあふ可能性は減りませんが、ネット上でのトラブルや犯罪の解決には、一人で悩まずに、まずは保護者や教職員など身近な大人に相談することが重要です。また、市役所、消費者センター、警察の相談窓口等、多くの専門家のアドバイスや支援を依頼して、大人の間で協力体制を築いて取り組むことが大切です。



ネット社会の7つのトラブル

便利で快適なインターネット。しかし、その反面で、ネット社会には様々なトラブルの可能性が潜んでいます。

メールや書き込みでの誹謗中傷やいじめ

メールや掲示板での匿名の書き込みで、誹謗中傷にあったり、ネットいじめとよばれる集団での言葉の暴力を受けたり仲間はずれにされたりする危険があります。特に、被害者の個人名をあげたネットいじめが過激化して不登校や転校を余儀なくされた子どももいます。

誹謗中傷 ネットいじめ



ウイルスの侵入や個人情報の流出

パソコンにしっかりとセキュリティ対策をしていないと、ウイルスが侵入してきてパソコンの動作にトラブルを起こしたり、自分のパソコンから個人情報が盗まれたりすることがあります。また、ネットワークを介して勝手に人のパソコンを覗き込んでファイルを見られることもあります。

ウイルスの侵入 個人情報流出 ネットを介したパソコン侵入



インターネットショッピングをめぐるトラブル

インターネットでのオークションやショッピングでは、品物が届かなかったり、粗悪品が届いたり、料金が振り込まれなかったり、過大なクレームがあったり様々なトラブルが起きています。

オークションでのトラブル ショッピングでのトラブル



著作権法等の違反

著作権を持つ人に無断で音楽や映像などをネット上に公開することは、著作権侵害(違法)となる場合があります。また、2010年1月からは違法にネット上に公開された音楽や映像を違法と知りながらダウンロードすることは、私的に使用する目的であっても違法となります。また、他人の顔写真などを無断で公開すると肖像権(プライバシー権)の侵害になる場合があります。

著作権の侵害 肖像権の侵害 誹謗中傷



誘い出しによる性的被害や暴力行為

掲示板やチャットでの会話は楽しいものです。しかし、好奇心から実際に会ってしまうと、性的被害や暴行、恐喝等の被害を受けてしまうことになりかねません。

性的被害 暴力行為 恐喝



ネット依存による健康被害

メールやホームページ検索、ゲーム等のやりすぎでネット依存になる可能性が高まります。睡眠不足や視力の低下といった健康への悪影響だけでなく、集中力の低下も懸念されます。

睡眠不足 集中力低下 視力低下



犯行予告等

インターネット上で被害や権限等を予告することによって、住民避難や商店の経済的損失等が生じます。犯罪となった場合、予告した個人は必ず特定されます。

犯行予告 被害予告

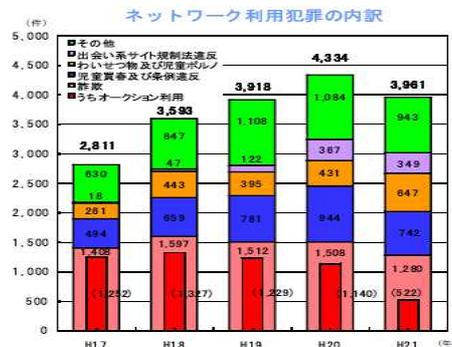
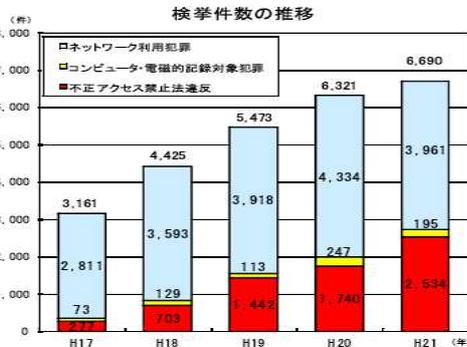


サイバー犯罪が増えている！

サイバー犯罪発生状況(検挙件数)

- 検挙件数は、6690件で前年より369件増加。平成17年からは約2倍に増加。
- 不正アクセス禁止法違反が2534件、前年比46%増。インターネット上での自殺予告223件228人。

児童買春(742件)で前年比21.4%減
児童ポルノ(647件)で前年比50.1%増



子どもに迫る 4つのネット危機

1 ケータイ依存

携帯電話でのメールの送受信は、手軽に行えることから、常に友だちであることを確認するために多くなりがちです。また、オンラインゲームを一日に何時間もやっていたり、サイトを長時間閲覧したりしていると危険信号です。

- メールを一日に多数送る
- オンラインゲームにはまる
- 対面でのコミュニケーションが苦手になる
- 携帯電話がないとイライラする
- 睡眠不足、不登校
- 集中力の低下

3 ネット誘引

インターネットを介したコミュニケーションの醍醐味は、今まで知らなかった多くの人と共通の趣味や関心について会話ができることです。しかし、その反面で、実際に会うように誘いかける悪意ある大人も多いので注意が必要です。

- 出会い系サイトを介した性的被害
- 様々なコミュニケーションサイトを介した誹り出しによる被害
- 商品の恐喝、暴行

2 ネットいじめ

特に携帯電話を介したネットいじめは、被害が拡大しやすく、見られたくない画像も同時に流布されたりして被害者の子どもの精神的被害は甚大になります。不登校、転校、果ては自殺にまで至ってしまうこともあります。

- 学校裏サイト・ブログやブログでの悪口
- 誹謗中傷
- 写真の無断掲載や無断転送
- 商品の恐喝

4 ネット詐欺

インターネット上には、金儲けをたくらんで、クレジットカード情報を読み出したり、架空の請求書を送りつけてお金を振り込ませたり、さらには、ねずみ講や悪徳マルチ商法の手口でお金をだまし取ろうとする悪意ある大人がいます。

- なりすましサイトでのクレジットカード情報の詐取
- 架空請求

今、携帯電話の普及につれて、子どもたちは多くのネット危機にさらされるようになりました。子どもをネット犯罪やトラブルの被害者にも加害者にもしないためには、まず大人がネット危機の種類や特徴を理解し、子どもと一緒にネット危機を予防し、把握し、そして解決することが大切です。

アドバイス

大人が子どもと一緒に、こうしたネット危機について学ぶことを通じて、その予防・把握・解決を推進することが大切です。

11

忍び寄るケータイ依存

友だちや家族と話をするのが面倒
(コミュニケーション不足)

すぐ返信しないと!!

アダルトサイト

集中力の低下

睡眠不足、眼精疲労、かたこり、イライラなど

! 健康な生活が営めなくなる。

12

ここで、しばらくビデオをご覧ください

文部科学省作成のDVD
「ちょっと待って、ケータイ」
をご覧ください

どうすれば？

予防と 対応

保護者のすばやい対応と子どもに自分を律する
心を持たせることが大切です

- ▶ **家庭内ルールの設定**
携帯電話の活用ルールを子どもと一緒に決めましょう。
- ▶ **ケータイを使わない時間帯を設定**
ケータイを使う時間を短くしましょう。
- ▶ **カウンセラーに相談**
遠慮せず養護の先生やカウンセラーに相談しましょう。



広がるネットいじめ



15

どうすれば？

予防と対応

保護者、学校、カウンセラー、警察などとの協力によるすばやい対応が大切です。

- ▶️ **サインを見逃さない**
子どものサイン（おびえ、無口、食欲低下等）を見逃さない。
- ▶️ **証拠を残す**
書き込みの画面の証拠を残しておく、後の対応がしっかりとできます。
- ▶️ **学校や専門家にすぐ相談**
迷わず学校やカウンセラー、警察などに相談しましょう。（相談窓口があります。43ページ参照）



16

危険なネット誘引

性的搾取、性的被害
(児童買春、援助交際につながる)

引っ掛かるかな・・・

実物

会ってみようかな～♡

男子生徒も加害者に

プロフやブログも危険

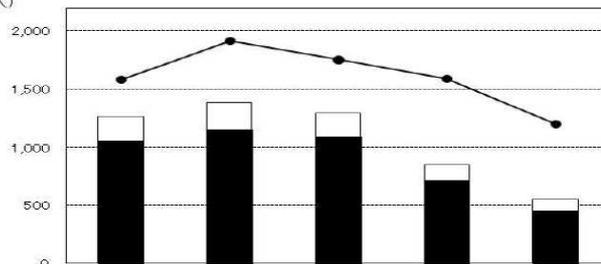
! 性的搾取や性的被害、暴力等にあう可能性があります。

17

出会い系サイトに関する事件(検挙数)

H21年被害者**548**人の内児童が**453**人(82.7%)、その内女子児童が**447**人(98.7%)
 H21年出会い系サイト規制法禁止誘引の検挙件数は**348**件(前年比-19件)
 児童の検挙**222**件(前年比+103件)

(件・人)



	H17	H18	H19	H20	H21
検挙件数	1,581	1,915	1,753	1,592	1,203
被害者総数	1,267	1,387	1,297	852	548
被害児童数	1,061	1,153	1,100	724	453

出会い系サイト規制法施行 H15. 9. 13 改正施行H20.12.1

出典:警察庁 平成22年2月18日
 広報資料より

例えば、出会い系サイトを利用して児童が援助交際を持ちかけた場合、また大人が児童を誘った場合どちらも罰則の対象となる。なお保護者にも防止の責務あり(出会い系サイト規制法: 成人・児童を問わず一律で100万円以下の罰金)

被害者の大半が中高生！！

- 被害者548人の**21.9%**が女子中学生です。前年比 **3.9%**減
- 被害者548人の**35.2%**が女子高校生です。前年比 **3.1%**減

	小学生	中学生	高校生	計
計	2 (±0)	120 (-91)	198 (-130)	320 (-221)
女性	2 (±0)	120 (-91)	193 (-133)	315 (-224)
男性	0 (±0)	0 (±0)	5 (+3)	5(+3)

※「高校生」には、児童でないもの(18歳)を含む
 ※()は、前年比

被害者の
58.4%

出展: 広報資料 平成22年2月18日 警察庁
 「平成21年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について」より

出会い系サイトとそれ以外のサイトの状況！！ プロフ・ゲームなどの一般サイトが多くなっている。

	出会い系 サイト	出会い系 サイト以外	差	計
検挙件数	1,203 <small>1,592</small>	1,347 <small>994</small>	+144	2,550 <small>2,586</small>
被害児童数	453 <small>724</small>	1,136 <small>792</small>	+683	1,589 <small>1,516</small>
女性	447 <small>720</small>	1,103 <small>768</small>	+656	1,550 <small>1,488</small>
男性	6 <small>4</small>	33 <small>24</small>	+27	39 <small>28</small>

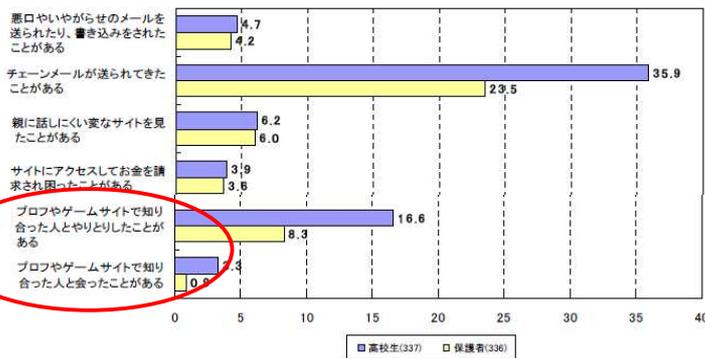
※**出会い系サイト以外**
 被害者が児童であり、次の罪種に該当するものに限る。(小さい数字はH20年の数値)
 出会い系サイトに関係した事件の検挙状況の統計のとり方とは異なる。

出展: 広報資料 平成22年2月18日 警察庁
 「平成21年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について」より

青少年のインターネット利用環境実態調査 平成22年4月

- インターネットを使って、どのような経験がありますか(子)
 - 自分の子どもが経験していると思いますか(親)
- (親子のギャップ)

高校生のトラブル等の経験(親子間の比較)(%) 複数回答



どうすれば？

予防と対応

学校、カウンセラー、警察などの協力によるすばやい対応が大切です。

- ➡ **誘い出しを防ぐルールを作る**
個人情報は教えない、会いに行かない、自分の画像はアップしない等。
- ➡ **サインを見逃さない**
お金の使い方、外出の頻度、隠している様子等を見逃さないように。
- ➡ **学校や専門家にすぐ相談**
遠慮せず学校や専門の相談窓口にご相談しましょう(電話相談窓口もあります)。



ネット詐欺の巧みなワナ

ネット詐欺の手口



⚠️ お金、物品、情報をだまし取ろうとする人がいます。

23

どうすれば？

予防と対応

消費者センター、警察などの協力によるすばやい対応が大切です。

- ➡️ **保護者と一緒に利用する**
家庭では、保護者と一緒に安全なネットショッピングを楽しみましょう。
- ➡️ **クレジットカードの管理は厳重に**
子どもが勝手に使わないようクレジットカードの管理は厳重にしましょう。
- ➡️ **消費者センターに相談**
遠慮せず消費者センターに相談しましょう（電話相談窓口もあります）。



24

ホワイトリスト方式

安全なサイトだけを閲覧できるようにする機能

一定の基準を満たしたサイトのみをリスト化し、それ以外のアクセスを制限する方式です。安全ですが、リストにないサイトは健全であってもアクセスできません。
(主に小学生向け)



フィルタリング・ソフトウェア

パソコン用のフィルタリング・ソフトウェアもある

パソコン用のフィルタリングには市販のパッケージソフトやプロバイダが提供するフィルタリングサービスなどがあります。ただし、パソコンの使い方に精通した子どもであれば、フィルタリング外しを行うことも可能なので、注意が必要です。



有害サイトなどへのアクセスをブロック フィルタリング

保護者は、子どもにフィルタリングを利用させることが大切です。

ブラックリスト方式

有害サイトなどを見られないようにする機能

出会い系などあらかじめブラックリストに載せる分野を決めて、システムの、また人間の目視で、該当する URL を特定してリストを構築し、日々更新していくもので、ブラックリストにあるサイトにはアクセスできなくなります。ブラックリストに載った交流サイトであっても第三者機関の審査を経て、認定されたら、ブラックリストから除外され、アクセスできるようになります。ただし、100%安全とは限りません。(主に中高生向け)



アドバイス

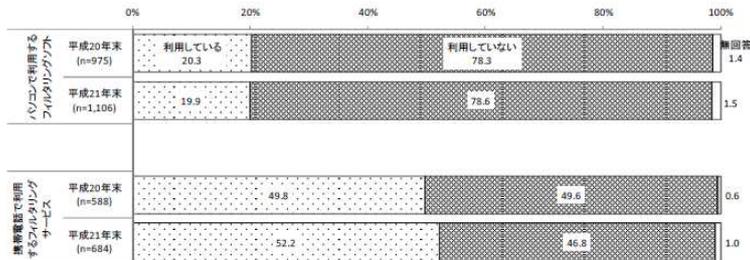
青少年インターネット環境整備法

子どもが利用することを目的に携帯電話の利用契約を結ぶ場合、保護者はその旨を携帯電話会社に申し出る義務があります。携帯電話会社は保護者の不要申告がない限り、フィルタリングサービスを提供する義務があります。
パソコンについては、保護者が要望した場合、ISP事業者はフィルタリングの対応をする必要があります。
※ ISP 事業者：インターネットサービスを提供する事業者

総務省：平成21年「通信利用動向調査」の結果

18歳未満の子供がいる世帯におけるフィルタリングソフト・サービスの利用状況は、利用している世帯の割合がパソコンでは19.9%（対前年比0.4ポイント減）であるのに対し、携帯電話では52.2%（対前年比2.4ポイント増）となり、携帯電話におけるフィルタリングサービスは2世帯に1世帯が利用している。

フィルタリングソフト・サービスの利用状況（世帯）



(対象は、パソコンまたは携帯電話でインターネットを利用する18歳未満の子供がいる世帯)

犯行予告は犯罪です！

携帯電話・パソコンから掲示板に子どもが書き込んだ犯行予告でも特定されます。



たとえいたずらでも、犯行予告は犯罪です。
実行者は必ず見つかります。

予防と対応

知識を持つことで多くの犯行予告は防げます。

犯罪の重大さを話して聞かせる
犯行予告がもつ犯罪の重さを保護者がニュースなどの身近な例を使って説明しましょう。

見つかることを話して聞かせる
掲示板やブログへの書き込みは特定されることを伝えましょう。

補導・逮捕された事例を学ばせる
ニュースなどの身近な例をもとにして小中学生でも補導・逮捕されることを伝えましょう。

逮捕!!



著作権・肖像権は大切にしよう!

著作権や肖像権を守り合う社会にしましょう。肖像権は、有名人のパブリシティ権と一般人のプライバシー権としてのものの両方があります。



お互いの著作権と肖像権を守り合う社会を作ることが大切です。

予防と対応

心の中にしっかりとしたモラルや法律を守る態度を育てるようにしましょう。

著作権法について一緒に学びましょう
著作権の権利侵害の事例を子どもと一緒に学びましょう。

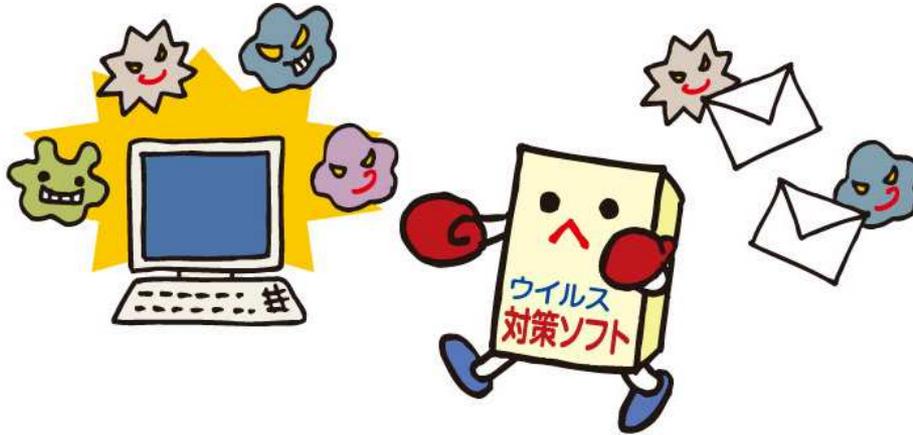
権利侵害のもたらす影響を学びましょう
これまでの権利侵害による損害賠償額の大きさを一緒に学びましょう。

自分が権利侵害を受けたときは…
著作権相談センターや弁護士に相談に乗ってもらいましょう。



コンピュータウイルスの侵入を防ごう!

パソコンの中に外部からウイルスが侵入してくるのを防ごう!



他人に迷惑をかけたり自分の能力を誇示したりするために
コンピュータウイルスを作って広める人がいます。

予防と 対応

ウイルス対策ソフトは必須アイテムです。

ウイルス対策ソフト
ウイルス対策ソフトを
すべてのコンピュータに入れましょう。

更新ファイルのダウンロードとウイルス検索
ワクチンと呼ばれる更新ファイルは自動設定にして速やかに
入手できるようにして、定期的にウイルスの検索をしましょう。

ルータを使う

パソコンと外部回線の間ルータをつなぐとより
一層外部からの侵入行為を防ぐことができます。



個人情報の流出を防ごう!

パソコンから外部へ個人情報が流出するのを防ごう!



**パソコンがインターネットにつながると
個人情報が外部に漏れ出す危険性が増します。**

予防と 対応

セキュリティソフトと自分自身の慎重さがあれば、防ぐことができます。

総合セキュリティソフトを使う
最新の総合セキュリティソフトを必ず
使うようにしましょう。

個人情報はむやみに入力しない
インターネット上では極力、個人情報は
入力しないようにしましょう。

クレジットカードを利用停止に
クレジットカードに関する個人情報の流出に気づいた時には、
早急にクレジットカードを利用停止にしましょう。



チェーンメール・迷惑メールをうまく処理しよう!

不必要なメールは無視する勇気と正しい判断力を育てましょう。



**大きな被害にならなくても、
保護者による丁寧でこまめな対応が必要です。**

予防と 対応

携帯電話の迷惑メール拒否設定やパソコンのセキュリティソフトを有効に活用しましょう。

無視することが大切
保護者と子どもが話し合っ
て、気にせずに無視する
ことが大切であることに
気づかせましょう。
チェーンメール転送用
アドレスもあります。

メールアドレスを教える範囲を限定する
多くの人にメールアドレスを教えるほど、チェーンメールや迷惑メールが送られてくる可能性も高まります。

**携帯電話の迷惑メール拒否設定や
総合セキュリティソフトを使う**
携帯電話の迷惑メール拒否設定や最新の総合セキュリティソフトを必ず使うようにしましょう。

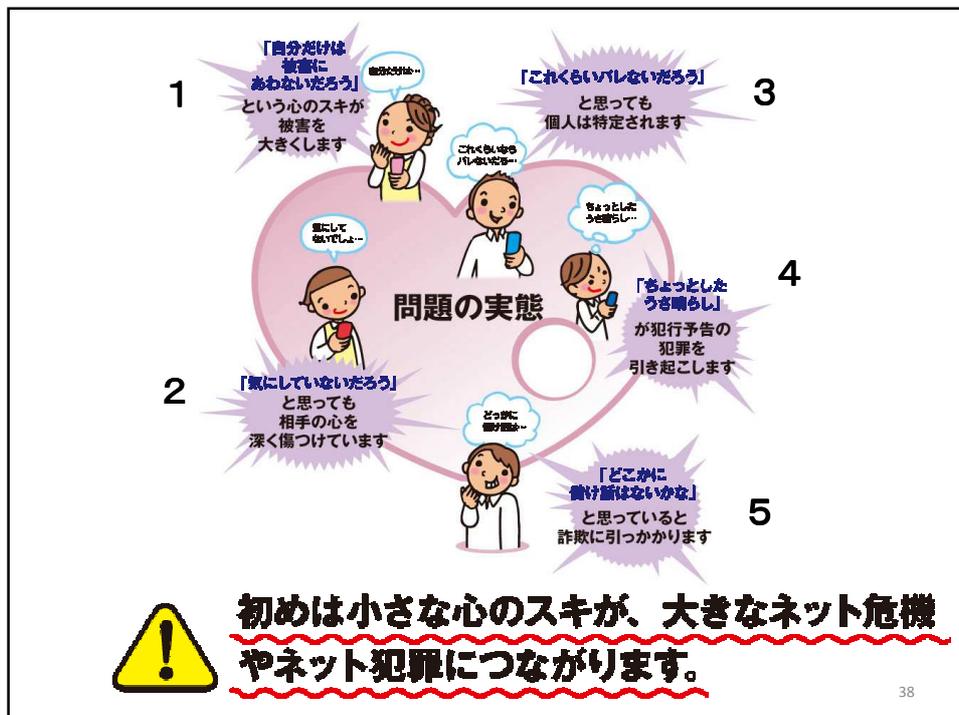
チェーンメールは
気にしないよ!!



こどもたちの「心のスキ」

ネット利用(大人になるため)に必要な3つの力

- ホームページやメールの情報は正しいか嘘か、安全か危険か、使って良いか悪いかを見分ける力 **「判断力」**
- 出会い系サイトや違法・有害サイトなどへ安易にアクセスしない、ガマンできる、引き返す勇気 **「自制力」**
- ネットを利用して自分が行った言動で発生したトラブルや事件に対して社会的な責任を負う力 **「責任力」**



7つの約束

1. 大人も子どももルールやマナーを守ります

大人もインターネットと携帯電話の活用に関するルールやマナーを守ります。

2. ネットで知り合った人とは会いません

子どもには、ネットで知り合った人と会わせないようにします。

3. 家庭のルールを作ります

子どもと一緒に、安全なネットライフのための家庭のルールを作り、守ります。

39

家庭のケータイ・ルール(一例)

- ケータイ1日30分、メール1日10通 以内
- フィルタリングは外さない
- 知らない人と会話やメールをしない
- ネットショッピングは自分だけでやらない
- 食事中やお風呂、トイレでケータイはしない
- 有料のダウンロードは許可を得てから
- 有害サイトは見ない
- チェーンメールを受け取ったらすぐに相談
- プロフやブログで個人情報公開しない

40

7つの約束

4. いじめはしません、見逃しません

ケータイいじめは絶対にさせません、見逃しません。

5. トラブルは大人に相談します

インターネットや携帯電話のトラブルは、一人で悩まないで大人に相談するように日頃から話しておきます。

41

7つの約束

6. 加害者にも被害者にもなりません

子どもをネット上の加害者にも被害者にもしないように、家庭での予防教育に力を注ぎます。

7. 大人の携帯電話を勝手に使いません

子どもが大人の携帯電話を勝手に使わないように十分注意します。

42

保護者と子どもが
一緒に誓う

7つの約束

保護者が、子どもをネット危機から守るための「7つの約束」

1. 大人も子どももルールやマナーを守ります

大人もインターネットと携帯電話の活用に関するルールやマナーを守ります。

2. ネットで知り合った人とは会いません

子どもには、ネットで知り合った人と会わせないようにします。

3. 家庭のルールを作ります

子どもと一緒に、安全なネットライフのための家庭のルールを作り、守ります。

4. いじめはしません、見逃しません

ケータイいじめは絶対にさせません、見逃しません。

5. トラブルは大人に相談します

インターネットや携帯電話のトラブルは、一人で悩まないで大人に相談するように日頃から話しておきます。

6. 加害者にも被害者にもなりません

子どもをネット上の加害者にも被害者にもならないように、家庭での予防教育に力を注ぎます。

7. 大人の携帯電話を勝手に使いません

子どもが大人の携帯電話を勝手に使わないように十分注意します。

43

まとめ

- ・ ネットとのつき合い方を、子どもと一緒に話し合しましょう
基本は日常生活と同じ
 1. 法に触れる範囲に変わりなし
 2. 危ない場所に行かない
 3. だましのテクニクに変わりなし
 4. 子供の方が良く知っていることは教えてもらう
- ・ 子どもを守るのは大人の責任です
基本は日常生活と同じ
 1. 社会人としてのマナー
(優先座席での電源オフ・携帯しながらxxx)
 2. 18歳未満にできること・出来ないこと
(子どもが出来る買い物・申込みの範囲)
 3. 困った時は、すぐに大人(親・学校)へ相談
 4. 家庭内ルール作りと見直し

ルールを守って安全・安心な携帯・インターネット利用を

ご清聴ありがとうございました。

編集／発行 **財団法人マルチメディア振興センター**
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-22-1 秀和第二芝公園三丁目ビル
TEL.03-5403-1090／FAX.03-5403-1092
E-mail:e-netcaravan@fmmc.or.jp
URL:<http://www.fmmc.or.jp>
編集主幹 田中博之(早稲田大学大学院教職研究科・教授)
法律アドバイザー 田島正広(田島総合法律事務所 所長・弁護士)
編集協力 ネット安全モラル学会